

落花生加工品の分類について

・日本標準商品分類

(平成2年6月改訂)

分類 ピーナッツ製品(落花生油を除く。)

ピーナッツバター

バターピーナッツ

いりさや落花生

いり落花生

その他のピーナッツ製品

(落花生油を除く。)

・五訂 日本食品標準成分表

(平成17年4月改訂)

分類 らっかせい(落花生)

乾

いり

バターピーナッツ

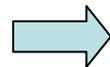
大粒種の種皮を除いた種子を植物油で揚げた後、食塩で味付けしたもの

ピーナッツバター

煎った種子をすりつぶし砂糖、食塩及びショートニングを加え練ったもの

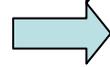
(現状)いわゆるピーナッツ

いり落花生



義務表示の対象

あげ落花生



義務表示の対象でない

(バターピーナッツ)

(考え方) あげ落花生(バターピーナッツ)については、いり落花生とともにいわゆるピーナッツとして流通しており、当該食品の整合性を図る観点から原料原産地表示の対象品目とする。

(加工食品品質表示基準の別表2「7 いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類」を「7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類」に改正)

日本食品標準成分表による落花生の栄養成分

(参考 五訂 日本食品標準成分表)

食品名	食品番号	廃棄率 (%)	エネルギー		水分 (g)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	炭水化物 (g)	灰分 (g)
			(kcal)	(kJ)					
乾	05034	30	562	2,351	6.0	25.4	47.5	18.8	2.3
いり	05035	30	585	2,448	2.1	26.5	49.4	19.6	2.4
バターピーナッツ	05036	0	592	2,477	2.4	25.5	51.3	18.2	2.6

食品名	無機質 (mg)								
	ナトリウム	カリウム	カルシウム	マグネシウム	リン	鉄	亜鉛	銅	マンガン
乾	2	740	50	170	380	1.6	2.3	0.59	1.56
いり	2	770	50	200	390	1.7	3.0	0.69	—
バターピーナッツ	120	760	50	190	380	2.0	3.1	0.64	2.81

食品名	ビタミン									
	A (μg)					E (mg)				
	レチノール	カロテンα	カロテンβ	クリプトキサンチン	β-カロテン当量	レチノール当量	トコフェロールα	トコフェロールβ	トコフェロールγ	トコフェロールδ
乾	(0)	—	—	—	6	1	10.1	0.4	6.0	0.3
いり	(0)	—	—	—	7	1	10.6	0.3	7.1	0.3
バターピーナッツ	(0)	—	—	—	6	1	1.9	0.2	3.3	0.4

食品名	ビタミン									
	D (μg)	K (μg)	B1 (mg)	B2 (mg)	ナイアシン (mg)	B6 (mg)	B12 (μg)	葉酸 (μg)	パントテン酸 (mg)	C (mg)
乾	(0)	Tr	0.85	0.10	17.0	0.46	(0)	76	2.56	(0)
いり	(0)	Tr	0.23	0.10	17.0	0.46	(0)	57	2.19	(0)
バターピーナッツ	(0)	1	0.20	0.10	17.0	0.48	(0)	98	2.42	0

食品名	脂肪酸 (g)			コレステロール (mg)	食物繊維 (g)			食塩相当量 (g)
	飽和	一価不飽和	多価不飽和		水溶性	不溶性	総量	
乾	8.33	22.76	13.74	(0)	0.4	7.0	7.4	0
いり	8.95	24.44	14.75	(0)	0.3	6.9	7.2	0
バターピーナッツ	9.90	22.72	15.16	(0)	0.5	6.4	6.9	0.3

※1 成分値の表示はすべて可食部100gあたりの数値である。
 ※2 当該成分が含まれてはいるが、最小記載量に達しない場合、「Tr」と記載している。
 ※3 当該成分が、文献等により含まれていないと推定される場合は測定せず、「(0)」と記載している。
 ※4 四訂成分表再掲載食品の未掲載成分については、「—」と記載している。

(参考) 第30回共同会議資料より
品目別(あげ落花生(バターピーナッツ))についての考え方の整理

○あげ落花生(バターピーナッツ)

	主な意見	選定要件との関係																								
賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・渋皮を剥いて油で揚げただけであり、原料の品質が大きく反映する。バターピーナッツの原料落花生の重量比は97%以上である。(事業者団体) ・バターピーナッツは、元々は油で揚げた落花生にバターをまぶし塩等をしたものであったが、現在はバターをまぶす事はほとんど無い。(事業者団体) ・義務化対象となっている「いり落花生」は、炒った落花生に塩等をしたものであり、油で揚げた落花生と加工度で差がない。(事業者団体) ・いり落花生と油で揚げた落花生は、商品の取り扱い上、特に区分しているわけではない。(事業者団体) ・中国で加工されたバターピーナッツが激増し、市場の80%を占めるに至っている。(事業者団体) ・バターピーナッツは、市場では「いり落花生」と同じ範疇の商品として取り扱われている。(事業者団体) ・一般論でもあるが、「原料原産国表示」と「加工国表示」が消費者にはっきりわかる事が重要である。(事業者団体) 	○落花生の輸入量(単位:トン、むきみ換算)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成11年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> <th>平成17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>43,656</td> <td>45,707</td> <td>42,771</td> <td>41,470</td> <td>44,644</td> <td>41,397</td> <td>41,425</td> </tr> <tr> <td>変化率</td> <td>100</td> <td>105</td> <td>98</td> <td>95</td> <td>102</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年		43,656	45,707	42,771	41,470	44,644	41,397	41,425	変化率	100	105	98	95	102	95	95
			平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年																	
			43,656	45,707	42,771	41,470	44,644	41,397	41,425																	
		変化率	100	105	98	95	102	95	95																	
		○バターピーナッツの輸入量(単位:トン)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成11年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> <th>平成17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>33,307</td> <td>32,959</td> <td>33,828</td> <td>35,552</td> <td>38,046</td> <td>37,536</td> <td>38,685</td> </tr> <tr> <td>変化率</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>102</td> <td>107</td> <td>114</td> <td>113</td> <td>116</td> </tr> </tbody> </table>		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年		33,307	32,959	33,828	35,552	38,046	37,536	38,685	変化率	100	99	102	107	114	113	116
			平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年																	
			33,307	32,959	33,828	35,552	38,046	37,536	38,685																	
		変化率	100	99	102	107	114	113	116																	
○加工工程																										
<ul style="list-style-type: none"> ・油で揚げた後、油をきって塩等で味付けする。 																										
○主な原料の主な輸入先																										
<ul style="list-style-type: none"> ・落花生の輸入先:中国70% アメリカ22%(平成17年) 																										
○対象の考え方(案)																										
<ul style="list-style-type: none"> ・油で揚げた落花生にバターをまぶしたものをバターピーナッツと称していたが、現在はバターをまぶした商品はほとんど無く、落花生を揚げたものに塩等をしたものがバターピーナッツ、あるいは単にピーナッツ、落花生として販売されている。 ・義務化対象となっている「いり落花生」は、炒った落花生に塩等をしたものであり、「あげ落花生」(油で揚げた落花生)と加工度で差がない。 ・いり落花生とあげ落花生は、商品の取り扱い上、特に区別されずに流通している。 																										
反対	<ul style="list-style-type: none"> ・意見なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以上のことを踏まえると、いわゆるピーナッツとして特に区別されずに流通している落花生のうち、「いり落花生」は対象とし、「あげ落花生」は対象としない現状が公平性を欠くと考えられることから、「あげ落花生」を義務表示対象品目として追加し、「いり落花生」との整合性を図ることが必要ではないか。 																								